

一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会奨学金貸与規程

平成 27 年 6 月 28 日 制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会（以下、当法人という）が東京薬科大学学部在学者に奨学金を貸与し、勉学を援助、人材の育成に資することを目的とする。

(貸与の資格)

第 2 条 奨学金の貸与を受けることのできる奨学生は、東京薬科大学学部在学し、成績優秀、心身健全で、経済的事由及び不測事態により、奨学金の貸与を求める者であること。

(貸与の金額)

第 3 条 奨学金の貸与金額は、一人当たり年額 60 万円を上限とする。

(貸与の申請)

第 4 条 奨学金を希望する者は、奨学生願書を東京薬科大学学長を通じ、会長に提出しなければならない。

(奨学生の定数)

第 5 条 奨学金の定数は薬学部 1 年生 1 名、生命科学部 1 年生 1 名とし、各最短修業年限まで貸与する。

(連帯保証人)

第 6 条 奨学生となる者は、次の各号に該当する連帯保証人 1 名を要する。

- (1) 独立の生計を営んでいること。
- (2) 本人と連帯して同一の責任を負う者であり、親族もしくはこれに代わる者。

(誓約書)

第 7 条 奨学生として採用された者は、本人及び連帯保証人と連署のうえ、誓約書を会長あてに提出しなければならない。

(貸与の停止)

第 8 条 会長は、東京薬科大学学長より奨学生が次の各号の一に該当する旨申し出のあったとき奨学金の貸与を停止することができる。

- (1) 第 1 条の目的を達成する見込みがないと認められたとき。
- (2) 第 2 条に定める要件を欠いたとき。

(償還方法)

第 9 条 奨学金は、貸与期間終了の月の翌月から起算して、6 ヶ月を経過した後、貸与期間月数の 4 倍以内であって、かつ、10 年以内に年賦、半年賦又は月賦で理事会の決定に従い、償還しなければならない。

2 前条の規程により在学中に貸与の停止を受けた者は、理事会の決定に従い 償還するものとする。

3 学部在学中、当法人奨学金の貸与を受け、更に東京薬科大学大学院修士、博士課程に進学した場合、その在学期間中は奨学金の返還を猶予することができる。この場合、償還猶予願を当法人に提出しなければならない。

(利 息)

第 10 条 奨学金の貸与は、無利子とする。

2 奨学金の償還を正当な事由がなく怠ったときは年 7.3 パーセントの割合をもって損害金を支払うものとする。

(細 則)

第 11 条 この規程の実施については、奨学金貸与規程施行細則による。

附則

1 この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会奨学金貸与規程施行細則

平成 27 年 6 月 28 日 制定

（目的）

第 1 条 一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会（以下、「当法人」という。）

奨学金貸与規程施行細則について定める。

（決定）

第 2 条 奨学生の選考にあたり、奨学生選考委員会を設置するものとする。

2 奨学生選考委員会の設置および奨学生選考委員の資格要件その他については、理事会の決議による。

3 奨学生は、東京薬科大学学長の推薦に基づき、奨学生選考委員会の議を経て、理事会で決定する。

4 奨学生の審査に当たり、経済的事由に重きを置き決定する。

（通知）

第 3 条 奨学生として採用を決定したときは、会長は東京薬科大学学長、本人及び連帯保証人に通知する。

（終了等の手続き）

第 4 条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、保証人と連署捺印のうえ、それぞれの印鑑証明を添付した借用書を会長あてに提出しなければならない。

（1）貸与期間の終了

（2）退学

（3）奨学金の辞退

（4）奨学金の廃止

（交付）

第 5 条 奨学金は、特別の事情がない限り、毎年授業料納入時に交付する。交付場所は当法人の主たる事務所とする。

（届出）

第 6 条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、直ちに会長に届け出なければならない。

（1）本人、連帯保証人の氏名、住所、職業の変更

（2）連帯保証人の変更

（3）休学する場合又は停学、退学その他の処分を受けた場合

（償還）

第 7 条 借用総額及び償還方法については、償還開始日以前に本人及び連帯保証人に通知する。

附則

本細則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。